

大阪広域環境施設組合公平委員会設置条例

平成27年 2月20日 条例第12号

最終改正：令和元年 7月23日

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき、本組合に公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 7月23日 条例第1号）

この条例は、令和元年10月 1日から施行する。